第百九十五条中「第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条、第百二条、第百四条」を「第四十九条の三から第四十九条の七まで、第四十九条の九、第四十九条の十、第四十九条の十三、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の七から第五十三条の十一まで、第百二十条の二、第百二十条の四」に、「第三十条中「第二十六条」を「第五十三条の四中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百二条第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第二百五条第二項中「第百五十五条の二第一項」を「第百五十五条の二」に改める。

第二百十条中「第百二条」を「第百二十条の二」に改める。

第二百三十条第三項を削る。

第二百三十一条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上」を削る。

第二百三十四条第四項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第二項から第六項まで」に改める。

第二百三十六条を次のように改める。

第二百三十六条　削除

第二百四十四条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第二百四十五条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十一条、第五十二条、第百四条及び第百五条」を「第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三条の十一まで、第百二十条の四及び第百三十九条の二」に改め、「、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第二百四十条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者と」を削り、「第五十一条中」を「第五十一条及び第五十三条の四中」に改め、「「介護予防特定施設従業者」と」の下に「、同条中「第五十三条」とあるのは「第二百四十条」と」を加える。

第二百五十三条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百五十八条第四項中「第八条第二項から第六項まで」を「第四十九条の二第二項から第六項まで」に改める。

第二百六十条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「をいう。）」の下に「又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二　指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三　指定介護予防訪問看護

第二百六十一条第二項第四号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第五号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百六十二条中「第十一条、第十二条、第二十一条、第二十三条、第三十条から第三十六条まで、第五十一条、第五十二条、第百四条、第百五条」を「第四十九条の五、第四十九条の六、第五十条の二から第五十二条まで、第五十三条の四から第五十三条の十一まで、第百二十条の四及び第百三十九条の二」に改め、「この場合において」の下に「、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を加え、「第三十条中「第二十六条」を「第五十三条の四中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十二条」を「第五十三条の六」に、「指定介護予防訪問介護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「、第五十一条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と」を削る。

第二百七十一条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百七十五条第二項第一号中「第十九条第二項」を「第四十九条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十三条」を「第五十条の三」に改め、同項第四号中「第三十四条第二項」を「第五十三条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十三条の十第二項」に改める。

第二百七十六条中「第八条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十六条まで、第五十二条」を「第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の十一まで」に、「第百二条第一項及び第二項」を「第百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条中「第二十六条」を「第四十九条の二中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第四十九条の八第二項」に、「第十八条」を「第四十九条の十二」に、「第十九条中」を「第四十九条の十三中」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第百二条第二項」を「第百二十条の二第二項」に改める。

第二百七十八条の二の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第二百八十条中「第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条」を「第四十九条の二から第四十九条の八まで、第四十九条の十から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の八」に、「第三十四条の二から第三十六条まで、第五十二条」を「第五十三条の九から第五十三条の十一まで」に、「第百二条第一項及び第二項」を「第百二十条の二第一項及び第二項」に、「第八条中「第二十六条」を「第四十九条の二中「第五十三条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十条」を「第四十九条の四」に、「第十四条第二項」を「第四十九条の二から第四十九条の十三まで、第五十条の二、第五十条の三、第五十二条、第五十三条の五から第五十三条の七まで、第五十三条の八」に、「第十八条」を「第四十九条の十二」に、「第十九条中」を「第四十九条の十三中」に、「第二十一条中」を「第五十条の二中」に、「第百二条第二項」を「第百二十条の二第二項」に改める。